

耐震診断・補強計画判定料等について

平成22年4月1日

耐震診断・補強計画判定のお申込み事務所 各位

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会
会長 舟幡 健

日頃、当協会の耐震診断・補強計画判定会議をご利用いただきありがとうございます。

さて、当協会の耐震診断・判定会議の判定料等につきましては、平成22年4月1日受付するものから、「耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準」により取り扱うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

申込みから判定書発行までの手順

- ① 耐震診断・補強計画判定申込書の提出（ファックス、電子データ、原本）予約金として 20,000円を振込む
- ② 事務局との日程等の調整
- ③ 事前審査担当委員及び構造部会担当者との協議
- ④ 残判定料の振り込み（判定会議 30 日前までに）
※振り込まれないときは、日程表から除外となります。
※判定料（基準 表 1、表 2）
- ⑤ 判定会議
- ⑥ 判定書の発行
- ⑦ その他 ※ 取り下げる場合等の判定料の取扱い（基準2参照）

耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準

一般社団法人茨城県建築士事務所協会
平成22年4月1日

当協会が設置している耐震診断・補強設計判定会議の判定料等については、次のように取り扱う。

1 耐震診断・補強計画判定料について

(1) 耐震診断判定料について

表 1

※税別（単位円）

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの1次診断		鉄筋コンクリートの2次診断 鉄骨造	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	80,000	160,000	150,000	200,000
3000 未満	100,000	200,000	200,000	400,000
5000 未満	150,000	300,000	250,000	600,000
5000 以上	200,000	400,000	300,000	700,000

(2) 補強計画判定料について

表 2

※税別（単位円）

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの1次診断		鉄筋コンクリートの2次診断 鉄骨造	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	100,000	210,000	200,000	400,000
3000 未満	130,000	260,000	260,000	520,000
5000 未満	200,000	390,000	330,000	780,000
5000 以上	260,000	520,000	390,000	910,000

(注)

1. 延床面積は、施設台帳または確認申請の面積とする。
2. 本表の金額には、消費税は含まない。
3. 判定料の納入等については、「2判定料等の取扱いについて」による。
4. 会員とは、建築物の所有者・管理者から耐震診断・補強計画判定業務を受託者した者が、(一社)茨城県建築士事務所協会員である場合とする。その他の場合は、「非会員」とする。
ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社を受託した場合は、会員としない(非会員)。
5. 鉄筋コンクリート等の3次診断は別途定める

2 判定料等の取扱いについて

(1) 予約金について

判定を申込む事務所は、予約金として20,000円を納入し、申し込むものとする。事務局において納入を確認後、受付し、判定予定日等を決めて申込事務所へ通知する。

なお、受付後、申込み事務所の事由により解約した場合には、予約金は返却しない。

(2) 判定料の納入について

申込み事務所は、判定会議予定日の30日前までに、予約金を除いた判定料の残金を納入するものとする。

納入されないときには、判定予定から除くこととする。

(3) 判定料納入後に取り下げした場合の取扱いについて

申込み事務所の事由により、判定料納入後に申込みを取り下げた場合には、判定料の60%を申込み事務所へ返還する。

(4) 判定を受けた後の判定料の取扱いについて納入された判定料は、全額返却しない。

(5) 再判定等に係る判定料について 申請内容不備等により再判定となった場合の判定料は、上記判定料の70%とする。ただし、継続審議となったもの及び再報告となったものについては、この限りでない。

(6) 判定書発行後の再判定の手数料について

変更が軽微な場合は、上記判定料の30%、変更が大きな場合は、上記判定料の80%とする。

(注)

耐震補強計画の判定を受けた建物において、判定書が発行された後に計画変更が生じた場合には、再判定を受ける必要があります。